



セカンドオピニオンについて

セカンドオピニオンとは

セカンドオピニオンとは、患者さんが納得のいく治療法を選択することができるように、治療の進行状況、次の段階の治療選択などについて、現在診療を受けている担当医とは別に、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めることです。セカンドオピニオンは、担当医を替えたり、転院したり、治療を受けたりすることだと思っている方もいらっしゃいますが、そうではありません。まず、ほかの医師に意見を聞くことがセカンドオピニオンです。

担当医から説明された診断や治療方針について、納得のいかないこともあるかもしれません。「別の治療法はないのか」と思う場合もあるでしょう。セカンドオピニオンを受けることで、担当医の意見を別の角度からも検討することができ、もし同じ診断や治療方針が説明された場合でも、病気に対する理解が深まることもあります。また、別の治療法が提案された場合には選択の幅が広がることで、より納得して治療に臨むことができます。

病状や進行度によっては時間的な余裕がなく、なるべく早期に治療を開始した方がよい場合もあるので、セカンドオピニオンの準備は現在の担当医に現在の病状と治療の必要性について確認するところから始まります。

(東京都福祉保健局ホームページ引用)

当院でのセカンドオピニオンをご希望の方へ

当院では、セカンドオピニオン外来を行っています。

他院に通院中または入院中の患者さんを対象に、治療方法に関して、専門医の意見や判断を提供いたします。

※セカンドオピニオン外来は完全予約制です。病院代表電話にお問い合わせください。

☎ 042-651-3131

◆ 相談内容

現在の診断内容や治療及び今後の治療方針に関する事柄

◆ 相談者となる方

- ・ 成年患者本人
- ・ 成年患者本人の同意を得た一親等以内の家族(やむを得ずご本人が相談出来ない場合)
 - ※ 病状等により同意書の記入ができない場合は、そのことを確認できる書類をご用意ください。
 - ※ 未成年患者の親権者 続柄が確認できる書類(健康保険証など)の写しをご送付ください。

◆ 相談対象外となる場合

- ・ 現在の主治医からの診療情報提供(紹介状)や資料等をご用意いただけない場合
- ・ 主治医がセカンドオピニオンを受けることを了承していない場合
- ・ 相談内容が当院では専門外(対応が不可能)の場合
- ・ 転院、転医を希望される場合
- ・ 医療事故や医療訴訟に関する相談の場合
- ・ 現在受診中の医療機関や医師への不満や苦情の場合
- ・ 診療費用や医療給付に関する相談の場合
- ・ 死亡した方を対象とした相談の場合
- ・ 予約時間外の相談
 - ※ 外国語による紹介状や外国語による説明を要する場合は、お受けできないことがあります。
(国外在住で日本の保険証をお持ちでない外国人の方の対応は行っておりません。)

◆ セカンドオピニオン外来における注意事項

- ・ 自費診療(保険診療の適応外)になります。
- ・ 新たな診療行為(検査や処置・投薬など)はおこないません。

※ セカンドオピニオン受診後に、当院への転院を希望される場合は、現在、受診されている医療機関の主治医にご相談ください。改めて、当院宛での紹介状を作成いただき、診察予約の上、受診いただくことになります。紹介状なく受診された場合には選定療養費をご負担いただくことがあります。

◆ 費用について

- ・ 全額自費(健康保険は適用されません)

| 他院でのセカンドオピニオンをご希望の方へ

当院の患者さんで、他の医療機関のセカンドオピニオンを希望される場合は、ご遠慮なく主治医にその旨を申し出てください。主治医がご希望の医療機関宛に紹介状を作成し、必要な検査資料をお渡しいたします。

なお、他の医療機関にセカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることはありません。

医療法人社団 光生会

精神科・心療内科

平川病院

受付時間
9:00~16:00

☎ 042-651-3131

〒192-0152 東京都八王子市美山町1076 FAX:042-651-3133